

妊娠高血圧症候群等医療費助成申請をされる方へ

～入院前あるいは入院中に申請してください～
退院後の場合は、3か月以内であれば申請できます

1. 助成対象者 対象疾病に該当し、下記の（１）又は（２）を満たす方

- （１） 前年分の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する方
- （２） 入院見込み期間が26日以上の方《退院後の申請の場合は実入院日数が26日以上》

※生活保護法の規定による保護を受けている方は除きます。

2. 対象疾病

次のいずれかの症状があり入院治療を必要とする方

- （１） 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患
- （２） 糖尿病及び妊娠糖尿病
- （３） 貧血
- （４） 産科出血
- （５） 心疾患

☆ 上記疾病にはそれぞれ認定基準があります。詳しくは裏面連絡先へご相談下さい。

3. 助成内容

健康保険適用分の自己負担額

※ただし、医療券に記載された有効期間・病名の治療に係わるものに限ります。また、入院時食事代は自己負担となります。）

※退院後に申請する場合は、退院時に治療費等をご精算のうえ、助成決定後ご本人より中野区に請求をしてください。

4. 必要書類

（１） 医療費助成申請書 必要事項を記入してください

（２） 診断書《申請（受理）前3か月以内に発行されたもの》

※指定診断書用紙に、主治医の先生に記入・押印してもらって下さい。

※転院された場合は原則双方の病院の診断書が必要です

（３） 世帯調書 必要事項を記入してください

（４） 所得証明 所得税が課せられている方全員の証明書（原則前年のもの）。

ただし、確定申告書または源泉徴収票で配偶者控除がない場合、その配偶者の方に所得税が課せられていなくても、その方の住民税の課税証明書が必要です

※申請時期により所得確認する年が異なりますので裏面の区分により、必要な証明書を提出して下さい

（５） 医療保険情報の確認書類（記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日、本人・家族の別、保険者等番号、保険者名が表示されているかを確認ください。）

- ①健康保険証の写し
- ②マイナポータルから確認できる「資格情報画面」をプリントアウトしたもの
- ③資格情報のお知らせまたは資格確認書の写し

(6) 遅延理由書（退院後の申請の場合のみ）

所得証明は下記の区分により、必要な証明書を提出して下さい

区 分	提 出 書 類	1 月～ 3 月 に申請	4 月～ 6 月 に申請	7 月～ 1 2 月に申請
確定申告をしている方	確定申告書(控)のコピー(税務署 受付印のあるもの) 又は所得税の納税証明書	前々年分	前々年分	前年分
	【所得税額が 0 円の場合】 住民税(非)課税証明書	当該年度分	前年度分	当該年度分
確定申告をしていない方	源泉徴収票又はコピー	前々年分	前々年分	前年分
	【源泉徴収税額が 0 円の場合】 住民税(非)課税証明書	当該年度分	前年度分	当該年度分

5. 医療費助成までの流れ

(1) 必要書類を提出し、医療費助成の申請をする。

→医療費助成の対象者と認定したときは、医療券を送付致します。

(医療費助成の対象外であると認定したときは不承認通知書を送付します)

(2) 医療券を病院の窓口に提出して下さい。

→医療機関で当該医療費助成を適用後、その他費用をご本人宛請求するのでお支払いください。

(3) 退院後の申請の場合

(1) までは同じです。

医療券を送付する際、請求書類一式を送付します。退院後の請求には、医療機関発行の療養証明書が必要です。様式を同封しますので、お手元に届きましたら、医療機関医事課あてに、作成を依頼してください(別途文書料がかかります)。

療養証明書を作成してもらったら、請求書類に記入・押印し、療養証明書を含む必要書類を中野区役所子ども総合窓口へ提出して下さい。

内容を審査し、後日ご指定の口座へお振り込み致します。

6. 医療券交付後について

住所(中野区内)・名前を変更した場合は、医療券及び変更届、住民票(写)を提出ください

◎ 申請書の交付・受付、問い合わせ先

- 中野区役所3階 子ども総合窓口（子ども医療助成係） 電話 3228-3253
- 中部すこやか福祉センター 中央3-19-1 電話 3367-7788
- 北部すこやか福祉センター 江古田4-31-10 電話 3388-0240
- 南部すこやか福祉センター 弥生町5-11-26 電話 3380-5551
- 鷺宮すこやか福祉センター 若宮3-58-10 電話 3336-7111